

お知らせ

悪質商法から身を守ろう!!

●賢い消費者になろう

(悪質商法の撃退対策)

悪質商法の被害者にならないよう、自分で身を守ることでできる『賢い消費者』を目指し、次のことを心がけましょう。

- ① 情報を集める
- ② 比較検討する
- ③ 安易に呼びかけに応じない
- ④ 本当に必要な契約か、よく考える
- ⑤ 要らない時は、はっきりと断る
- ⑥ 契約内容を確認する
- ⑦ 契約書類は保管する
- ⑧ 困った時は一人で悩まず、一日でも早く最寄りの消費生活相談窓口へ相談する

●見守りが大切

高齢者や障害者を消費者トラブルから守るためには、家族や周りの方(近所の方・民生委員・ホームヘルパーなど)の見守りが大切です。

【消費生活に関する相談窓口】

市役所商工観光課商工観光第1係
 ☎242111 (内線534)
 または、各支所総務商工課
 愛媛県消費生活センター
 ☎089・925・3700

●被害救済の難しさ
 事業者が刑事裁判で有罪になると、その事業者と契約して被害にあった人は救済されると思いがちですが、刑事裁判で有罪になったからといって、その事業者と消費者の契約が無効になることはありません。また、損害についても補償されるとは限りません。相手の事業者が倒産してしまった場合など、被害者救済が難しい場合が多いということを考えておきましょう。

テレビについての大切なお知らせ

地デジのことごとく相談ください

第5回

テレビ受信者支援センターからのお知らせ

総務省愛媛県テレビ受信者支援センターでは、テレビ受信者の皆様に円滑に地上デジタル放送に移行していただけるよう、デジタル化対応に関する相談対応や支援、調査など、地域に密着した受信者支援を行っています。

●受信相談への対応

・デジタル化対応に当たっての個別・専門的な相談に対応します。
 ・混信など、原因の特定が困難な相談への訪問を含めた対応を行います。



●説明会の開催

・地域での集会やイベントの場を利用した説明会に説明員を派遣します。

●受信状況の調査

・混信や難視等の受信状況の調査を行います。
 ・調査結果を基に、放送事業者など関係機関への対策検討の要請を行います。

【問い合わせ先】

※調査は原則無料です。
 総務省地上デジタル放送受信相談センター
 ☎0570⑦0101

愛媛県電機商業組合

からのお知らせ

愛媛県電機商業組合では、「デジタル110番」を開設し、地上デジタルテレビの設定や操作についての相談に対応しています。
 ※相談は無料ですが、設定作業などは有料になります。

【問い合わせ先】

デジタル110番
 ☎0570⑩0186

人権擁護委員が新たに委嘱されました

1月1日付で法務大臣から、松岡昇平さん(成能・再任)が大洲市の人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員は、皆さんの毎日の暮らしの中に起こるさまざまな問題、同和問題、女性の問題、外国人の問題、家庭内や近隣間のもめごとなど、心配ごとの相談を受けるなどの活動を行っています。

相談内容の秘密は固く守られます。また、相談は無料で難しい手続きもありません。お気軽にご相談ください。

【人権擁護委員制度について】

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間のボランティアです。この制度は、「日ごろ地域に根ざした活動を行っている民間のボランティアの人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましい」という考えから設けられたものであり、諸外国にも例をみない制度です。

市役所などでの手続き

まもなく 引っ越しの シーズンです

～市役所などでの
手続きはお早めに～

住民登録

大洲市役所で転出手続きをする場合

- ① 市役所市民課または各支所市民福祉課で転出手続きをして「転出証明書(無料)」を受け取ってください。
- 《持っているもの》
- 運転免許証・パスポートなど本人であることが確認できるもの
- 認め印
- 代理人の場合は委任状

住民基本台帳カードを持っていない場合は

住民基本台帳カードを持っている人は、新しい住所の市町村役場でカードを提示すれば転入手続きができます。

① 新しい住所地で転入手続きをする前に、今までの住所地(大洲市役所市民課または各支所市民福祉課)へ「付記転出届」を郵送してください。

《付記転出届の必要事項》

- 申請者の住所・氏名・押印・電話番号(昼間の連絡先)
- 異動(転出)年月日
- 新しい住所・世帯主氏名
- 今までの住所・世帯主氏名

○ 異動した人の氏名・住民票コード

※住民票コードがわからない場合は、必ず生年月日と性別を記載してください。

② 大洲市で作った住民基本台帳カードは、転入先の市町村役場で回収されます。

- 【問い合わせ先】
- 市役所市民課市民第2係 ☎24 2 1 1 1 (内線 1 1 1 7)
 - 長浜支所市民福祉課 ☎52 1 1 1 1 (内線 30)
 - 脇川支所市民福祉課 ☎34 2 3 1 1 (内線 2 2 2)

印鑑登録

転出した場合は、大洲市で作った「印鑑登録証」は使用できなくなります。

① 印鑑登録証を市役所市民課または各支所市民福祉課に返してください。

② 新しい住所地で新たに申請してください。

【問い合わせ先】

- 市役所市民課市民第2係 ☎24 2 1 1 1 (内線 1 1 1 7)
- 長浜支所市民福祉課 ☎52 1 1 1 1 (内線 30)
- 脇川支所市民福祉課 ☎34 2 3 1 1 (内線 2 2 2)
- 河辺支所市民福祉課 ☎39 2 1 1 1 (内線 1 2 5)

国民年金

新しい住所地で「住所変更」の手続きをしてください。

【問い合わせ先】

- 市役所市民課市民第4係 ☎24 2 1 1 1 (内線 1 1 1 1)
- 長浜支所市民福祉課 ☎52 1 1 1 1 (内線 29)
- 脇川支所市民福祉課 ☎34 2 3 1 1 (内線 2 2 3)

国民健康保険証

① 転出手続きの際、保険証を市役所市民課または各支所市民福祉課へ返してください。

② 新しい住所地で新たに健康保険の手続きをしてください。

【問い合わせ先】

- 市役所市民課市民第3係 ☎24 2 1 1 1 (内線 1 1 6・1 1 8)
- 長浜支所市民福祉課 ☎52 1 1 1 1 (内線 30)
- 脇川支所市民福祉課 ☎34 2 3 1 1 (内線 2 2 1)
- 河辺支所市民福祉課 ☎39 2 1 1 1 (内線 1 5 2)

医療費給付の 受給資格者証

① 母子家庭、乳幼児、重度心身障害者の受給資格者証を市役所保険環境課または各支所市民福祉課に返してください。

また、65歳以上の人は、介護保険被保険者証を市役所高齢福祉課または各支所

- 市民福祉課へ返してください。
- ② 新住所地で新たに手続きをしてください。
- 【問い合わせ先】
- 市役所保険環境課 ☎24 2 1 1 1 (内線 1 5 6・1 5 7)
 - 市役所高齢福祉課 ☎39 2 1 1 1 (内線 1 5 2)
 - 長浜支所市民福祉課 ☎52 1 1 1 1 (内線 21)
 - 脇川支所市民福祉課 ☎34 2 3 1 1 (内線 2 2 3)
 - 河辺支所市民福祉課 ☎39 2 1 1 1 (内線 1 5 2)

後期高齢者医療被保険者証

① 保険環境課または各支所市民福祉課で手続きをし、被保険者証をお返してください。

② 新住所地で新たに手続きをし、被保険者証の交付を受けてください。

【問い合わせ先】

- 市役所保険環境課高齢者医療係 ☎24 2 1 1 1 (内線 1 5 6・1 5 7)
- 長浜支所市民福祉課 ☎52 1 1 1 1 (内線 21)
- 脇川支所市民福祉課 ☎34 2 3 1 1 (内線 2 2 3)
- 河辺支所市民福祉課 ☎39 2 1 1 1 (内線 1 5 2)

市役所などでの手続き

小・中学校の 転校手続き

教育委員会で転校の手続きをしてください。

①市役所市民課または各支所市民福祉課で転出・転入の届出をしてください。

②住民異動届出が済み次第、学校教育課（市民会館2階）または各支所教育課にご相談ください。

③市外の小・中学校に転校する場合は、在学中の学校で「在学証明書」などの書類を受け取り、転出先の小・中学校に提出してください。

【問い合わせ先】

- 教育委員会学校教育課 ☎241733（直通）
- 長浜支所教育課 ☎521111（内線47）
- 脇川支所教育課 ☎342307（直通）
- 河辺支所教育課 ☎392551（直通）

児童手当を 受けている人

転出の場合、転出予定日をもって、大洲市での受給資格は消滅しますので、「受給事

由消滅届」を市役所社会福祉課または各支所市民福祉課まで提出してください。その後、転出予定日の翌日から15日以内に新しい住所地にて新たに手続きをしていただく必要があります。転入手続きだけでは手当は支給されませんのでご注意ください。

【問い合わせ先】

- 市役所社会福祉課地域福祉係 ☎242111（内線186）
- 長浜支所市民福祉課 ☎521111（内線29）
- 脇川支所市民福祉課 ☎342311（内線226）
- 河辺支所市民福祉課 ☎392111（内線153）

障害の認定を 受けている人

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つている人は、新住所地の福祉事務所などで住所変更の手続きをしてください。

また、特別児童扶養手当受給者、特別障害者手当受給者、障害児福祉手当受給者、福祉手当受給者、心身障害者扶養共済加入者などについても同様に新住所地の福祉事務所などで所定の手続きを行ってください。なお、障害福祉サービス

受給者証をお持ちの人は、事前に市役所高齢福祉課へご連絡ください。

【問い合わせ先】

- 市役所高齢福祉課障害福祉係 ☎242111
- （内線172・173・174）
- 長浜支所市民福祉課 ☎521111（内線21）
- 脇川支所市民福祉課 ☎342311（内線226）
- 河辺支所市民福祉課 ☎392111（内線152）

※上下水道料金については、12・13ページをご覧ください。

市役所以外の 手続きは

◆運転免許証

新住所地の警察署で住所変更手続きをしてください。

◆自動車を所有している人は陸運事務所登録変更手続きをしてください。

◆郵便物

最寄りの郵便局へ転居届を出しておくと、一年間は転居先に郵便物を転送してもらえます。

◆その他

銀行、電気、ガス、電話などの変更や廃止手続きも忘れないようにしましょう。

口座振替の 手続きはお済みですか？

市税などのお支払いを口座振替にすると、納期限毎に金融機関や市役所(支所)に納めに行く手間が省ける上、納め忘れの心配もなくなります。

まだ手続きをされていない人は、引落しを希望される金融機関・郵便局へ「大洲市公金口座振替依頼書」を提出してください。

◆手続き場所

(口座振替ができる金融機関等)
 (株)伊予銀行、愛媛たいき農業協同組合、(株)愛媛銀行、愛媛信用金庫大洲支店、(株)香川銀行大洲支店、四国労働金庫八幡浜支店、ゆうちょ銀行(郵便局)

国民健康保険被保険者証の 更新について

国民健康保険に加入している皆さんが現在お持ちの保険証は、平成21年3月末に有効期限切れとなります。

新しい保険証は、3月末に簡易書留郵便で各世帯に送付いたします。届きましたら内容をご確認いただき、期限切れの保険証は4月以降、本庁市民課または各支所市民福祉課・各連絡所まで返却をお願いいたします。

☆4月以降も遠隔地の保険証が必要な人は、届出が必要です。

【届出に必要なもの】

- ・今回送付する保険証・今まで使っていた保険証・認め印
- ・学生の場合は在学証明書、施設の場合は在所証明書（平成21年4月1日以降に発行されたもの）

【問い合わせ先】

- 市役所市民課市民第3係 ☎24-2111（内線116・118）
- 長浜支所市民福祉課 ☎52-1111（内線30）
- 脇川支所市民福祉課 ☎34-2311（内線221）
- 河辺支所市民福祉課 ☎39-2111（内線152）

税の申告

もうお済みですか？

—申告は3月16日(月)まで—

申告に必要なもの

- ① 印鑑
 - ② 給与・年金などのある人は「源泉徴収票」
 - ③ 収入や経費の算出に必要な帳簿・明細書・領収書など
 - ④ 社会保険料控除のある人は「国民健康保険税、介護保険料、国民年金などの領収書または控除証明書」
 - ⑤ 生命保険料控除、地震保険料控除のある人は「支払保険料の証明書」
 - ⑥ 医療費控除を受ける人は「医療費の領収書」「高額療養費、保険金などで補てんされた金額のわかるもの」など
- ※③～⑥の領収書などは平成20年中に支払ったものに限ります。

市県民税

市県民税の申告は、平成21年1月1日現在、大洲市にお住まいで、申告義務のある人が対象となります。また、申告がお済みでない人は、必ず3月16日(月)までに申告してください。

なお、税務署から確定申告の案内があった人、また所得税の還付を受ける人は、必ず税務署で申告してください。

【問い合わせ先】

- 市役所税務課市民税係
- ☎ 24 2 1 1 1
- (内線 1 2 9・1 3 0・1 3 1)
- 長浜支所総務商工課
- ☎ 52 1 1 1 1 (内線 23・40)
- 脇川支所総務商工課
- ☎ 34 2 3 1 1 (内線 1 4 0)
- 河辺支所総務商工課
- ☎ 39 2 1 1 1 (内線 1 2 4)

確定申告についてのお知らせ

所得税や贈与税の申告・納付の期限は3月16日(月)です。申告期限間近になりますと、税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくようなことになりかねませんので、申告は出来るだけ早めにお済ませください。

また、個人事業者の消費税および地方消費税の申告・納付の期限は、3月31日(火)です。

申告書などの提出は、出来るだけ郵送などで提出してください。

なお、申告書用紙やわかりやすい「所得税の確定申告の手引き」などは税務署のほか、市役所税務課、各支所総務商工課および各連絡所の窓口でもお渡しできますので、ご利用ください。

※詳しくは大洲税務署までお問い合わせください。

☎ 24 3 1 1 5

国税庁ホームページアドレス
<http://www.nta.go.jp>

会計課からのお知らせ

長浜支所の派遣出納を廃止

伊予銀行（大洲市指定金融機関）は、長浜支所に設置している派遣出納を3月31日で廃止することとなりました。利用者数の減少や他の地方公共団体での派遣出納業務の取りやめなどにより、大洲市でも廃止することになったものです。

今後、市の歳入となる市税や料金などの納付については、支所総務商工課でもできますが、最寄りの金融機関をご利用いただきますよう皆様のご協力をご理解をお願いします。



オンラインでらくらく。

e-Tax

国税電子申告・納税システム

詳しい情報は e-Tax ホームページへ
e-Tax ホームページアドレス
<http://www.e-tax.nta.go.jp>